

関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（案）参照条文

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（抄）

（財務省令への委任）

第九十三条 法第九条の三第二項（納税の告知）の納税告知書及び法第九条の四（納付の手續）の納付書の様式その他法及びこの政令の実施に関し必要な細則は、財務省令で定める。

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）

（原産地の意義）

第五十条 法第八条の二第一項又は第三項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。

一（省略）

二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

2及び3（省略）

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

（書類の送達）

第十二条 国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）に送達する。ただし、その送達を受けるべき者に納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。

2及び3（省略）

- 4 交付送達は、当該行政機関の職員が、第一項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行なう。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。
- 5 次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。
 - 一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。
 - 二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）（抄）

（交付送達の手続）

- 1 第一条 税務署その他の行政機関の職員（以下この条において「交付送達を行なう職員」という。）は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号。以下「法」という。）第十二条第四項又は第五項第一号（交付送達）の規定により交付送達を行なつた場合には、その交付を受けた者に対し、その旨を記載した書面に署名押印（記名押印を含む。以下この条において同じ。）を求めなければならない。この場合において、その者が署名押印の求めに応じないときは、交付送達を行なう職員は、その理由を附記しなければならない。
- 2 交付送達を行なう職員は、法第十二条第五項第二号の交付送達を行なつた場合には、その旨を記載した書面を作成しなければならない。
- 3 第一項の規定は、税関の当該職員が納税告知書（本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、又は別送して輸入する物品につき課する法第二条第三号（消費税等）に規定する消費税等に係るものに限る。）を法第十二条第四項ただし書の規定により交付した場合には、適用しない。

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（抄）

（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）

第九条 令第五十条第一項第二号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税率法別表の項が当該物品の原料又は材料（令第五十条の規定により当該物品を生産

した国又は地域が原産地とされる物品を除く。)の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造(別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造)とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。